

# KSK 令和 2 年 5 月号 川身協事務局通信

公益財団法人 川崎市身体障害者協会  
川崎市障害者社会参加推進センター  
川崎市障害者スポーツ協会  
TEL044-244-3975 FAX044-246-6943  
E-mail : [zksk@nifty.com](mailto:zksk@nifty.com)  
ホームページ : <http://kawashinkyo.org>

- ☆次年度に向けての要望書に対する市からの回答
- ☆緊急事態宣言下における重度障害者医療証交付申請等の「郵送申請」について
- ☆ジバング倶楽部の身体障害者向け特別会員制度のご案内
- ☆新幹線の車いすスペース予約がネットでの申し込みが可能に！
- ☆おうちでできる健康づくり ☆令和 2 年度 中身館フェスティバル開催日の変更について

## ☆次年度に向けての要望書に対する市からの回答☆

平成 31 年度川崎市身体障害者福祉大会(令和元年 7 月 7 日開催)において  
議決された要望事項に対する川崎市からの回答を掲載いたします。

### 1 (視覚)

行政からの郵便物の点字表記の徹底を要望します。

#### 【回答】

本市におきましては、視覚障害者が市からの通知の送付を速やかに認識できるようにするため、市内各事業課からの依頼に基づき、公用封筒に差出課名を点字刻印する「公用封筒点字表記事業」を実施しているところがございますので、点字を希望される場合は、各事業課へお申出いただきますようお願いいたします。

また、点字を読むことができる視覚障害者にとって、点字による情報伝達は有効な手段であることから、今後、他都市の取組事例等を参考に、本市における標準的な取扱いについて検討してまいりたいと考えております。

(健康福祉局)

### 2 (聴覚)

川崎市立川崎病院に手話通訳を専門とした常勤職員を複数名配置を要望します。

#### 【回答】

平成 28 年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行され、医療の分野におきましても、障害を理由とする差別を解消するための様々な取組が進められている中で、手話を言語の一つとして、全ての人が安心して医療を受けられる環境の整備が望まれておりますが、医療通訳ができる手話通訳者を配置している病院は、全国的にもまだ少ない状況でございます。

本市におきましては、聴覚障害者は、手話通訳派遣事業による手話通訳の利用が可能でございますが、急な受診時には利用が困難な場合もあり、病院でのコミュニケーション不足や受診抑制などの課題が指摘されておりますことから、手話通訳者の配置等につきまして、費用負担や、医療通訳の専門性と人材の確保などの視点も考慮し、検討してまいりたいと存じます。

(病院局)

### 3 (肢体)

障害者スポーツの推進に特化できる、スポーツセンターの実現を要望します。

#### 【回答】

川崎市スポーツ推進計画におきましては、基本施策の一つとして障害者スポーツの推進を掲げており、障害のあるなしに関わらず、誰もがスポーツを楽しむことができるまちを目指しております。

これまで本市では、身近な施設である各区のスポーツセンターを拠点として、障害のある方が安全安心にスポーツを楽しむことができるよう、各施設の指定管理者に対しまして、障害の状況等に応じた合理的な配慮を行うことについての周知徹底や、初級障害者スポーツ指導者養成講座の施設職員の受講による障害者スポーツへの理解の深化、また利便性の向上を図るためのバリアフリー化の推進などの環境整備を進めているところですが、障害のある方により快適にスポーツセンターを御利用いただけるよう、今後も環境の充実に向けた取組を推進してまいります。

(市民文化局)

4 (脊損)

公共性のある施設等におけるUD自販機の充実を要望します。

【回答】

本市におきましては、福祉のまちづくり条例 整備マニュアルにおいて、建築物に自動販売機を設ける場合には、車いす使用者等が円滑に利用できる自動販売機等となるよう、自動販売機前面のスペースに段や障害物がないよう配慮することや、円滑に利用できる操作ボタンや金銭投入・取出口等の構造例を記載し、整備マニュアルに沿った整備を指導しております。

今後も引き続き、福祉のまちづくり条例の事前協議の機会を捉え、事業者へ指導してまいります。  
(まちづくり局)

5 (オストミー)

ストーマ装具が災害時に、即、使用できるように自宅近くの避難所に個人用の装具を補完できる場所を確保するように要望します。

【回答】

避難所となる小中学校等への備蓄物資につきましては、本市備蓄計画に基づき、自助・共助を基本としつつ、食料、生活必需品及び災害応急対策に必要な資器材等を、現在整備を進めております防災倉庫に備蓄しているところでございます。

ストーマ装具やストーマ用品等の備蓄につきましては、形状等が多種多様であり、まずは、各自の取組の中で、災害時の備えをしていただくとともに、被災により持ち出しが困難となること等への応急的な対応として、汎用性の高いストーマ装具セット150個を健康福祉局災害倉庫に備蓄しております。

発災時には、災害対策本部や区からの要請に基づき、必要数を区役所等に搬送することを想定しており、また、民間事業者による協力・支援ネットワークとの連絡・調整により、ストーマ保有者の使用実態に近いストーマ用品が提供を図ってまいります。

備蓄品の区役所等への搬送や効果的な保管場所等について、関係局区と検討を進めるとともに、ストーマ装具の汎用性等を含め、関係団体のご意見を伺いながら、より効果的な備蓄について、検討してまいります。

(総務企画局・健康福祉局)

6 (難聴)

人工内耳「体外機」買い替えの助成を希望します。

【回答】

人工内耳は現在健康保険が適用されており、また、人工内耳の埋込手術につきましては、自立支援医療制度(更生医療・育成医療)の給付対象とされています。

新規体外機買い替えの助成につきましては、医療分野及び国の動向を注視してまいります。

(健康福祉局)

7 (腎臓)

障害児者・透析者を含む移動困難者に対する通院・送迎の支援をしていただくよう要望します。

【回答】

「川崎市重度障害者福祉タクシー事業」の本来の趣旨は、「社会生活上の移動に制約を伴う重度障害者に対して、タクシー利用券を交付し、外出時に利用するタクシー料金の乗車料金の一部を助成するもの」でございます。

そのうえで、人工透析患者の方につきましては、週3回、1回につき3~4時間の継続透析が必要となること、また、血液透析による血圧低下など身体的負担等を総合的に考慮して、交付申請の際に、通院先医院や通院回数を申し出いただくことで、他の重度障害者の方と比べて、2倍の交付を行っております。

今後につきましては、車椅子を常用されている重度障害者との公平性の観点、他の移動支援サービスとの関係性、財政的な課題など、現行の制度を維持していく中で、引き続き、人工透析の当事者団体の方や、それ以外の当事者団体の方々との意見交換や、タクシー事業者等のご意見を伺いながら、検討してまいりたいと考えております。

(健康福祉局)

8 (川身協)

「心のバリアフリー」普及に向けた具体的な取組を要望します。

【回答】

本市では、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、誰もが自分らしく暮らし、自己実現をめざせる地域づくりのため、「かわさきパラムーブメント」の取組を推進し、未来に遺すレガシーの一つとして「心理的バリアが解消されたまち～心のバリアフリー」を掲げています。

現在、かわさきパラムーブメントの推進に向けては、商店舗等においてハード面及びソフト面においてバリアフリー対応ができる旨の意思表示をするためにステッカー掲示を行う取組などを進めています。

また、今年度においては、発達障害児を対象とした「サッカー&ユニバーサルツーリズム」におけるセンサリールームでのサッカー観戦や、商業施設における「クワイエットアワー」など、日本で初めてとなる取組を実施しています。

こうした取組が、共生社会の実現に向けた取組を推進する「共生社会ホストタウン」のなかで先導的及び先進的な取組として評価され、令和元年 8 月に本市が「先導的共生社会ホストタウン」として認定されました。

さらに、パラムーブメントの理念浸透に向けては、パラスポーツ等の体験が行えるイベントやパライコンサート、参加型アートイベントなどを実施しているほか、冊子やグッズの配布などを活用した取組を進めています。

引き続き、市内全域にパラムーブメントの理念が浸透し、大きなうねりとなるために多様な主体と連携していきながら進めていきます。

(市民文化局)

追加 1 - 1

要約筆記者派遣業務担当の正職員化

【回答】

要約筆記者の現任研修を主に担当する難聴者相談員は正職員として配置しておりますが、聴覚障害者情報文化センターの職員配置につきましては、事業の実施状況を踏まえつつ、第 4 期指定管理期間に向けた事業の見直しにおいて検討してまいりたいと存じます。

(健康福祉局)

追加 1 - 2

要約筆記者養成講座の難聴講師を 2 名へ増員

【回答】

要約筆記者養成講座は、平成 28 年度から「手書き」と「パソコン」の 2 コースで開催させていただくこととしたところです。

講師の配置につきましても、第 4 期指定管理期間に向けた事業の見直しにおいて検討してまいりたいと存じます。

(健康福祉局)

追加 2 - 3

「川崎市要約筆記者派遣実施要項」の見直し

【回答】

要約筆記者の派遣の範囲の集計につきましては、今までは、「その他」のみの項目としていたところ、平成 28 年度から、「その他」をさらに、「社会活動」「その他」に分けた項目としたところです。

「社会活動」の例としましては、聴覚障害者情報文化センターのホームページにも記載がありますように、「聴覚障害者団体の目的に資する活動等」となっています。

派遣の範囲につきましては、利用者の方が分かりやすい形で表現する必要があるため、平成 28 年度には、指定管理者の努力で、聴覚障害者情報文化センターのホームページのリニューアルもいたしました。

要約筆記者派遣事業実施要綱の別表 1「派遣事項及び内容」の記載につきましては、手話通訳者派遣事業実施要綱の同様の表との整合性も図りながら、検討してまいりたいと存じます。

(健康福祉局)

追加 2-4

聴覚障害者のためのアンプルボードの市内主要施設への設置

【回答】

避難所における避難生活を支えるために必要となる物資や資器材につきましては、市備蓄計画等に基づき備蓄を進めているところでございます。

避難所運営のルールや重要な情報につきましては、避難所内に掲示するなどして情報提供することとしております。また、聴覚障害がある方からの個別相談等につきましては、筆談によるやり取りを中心に、手話ボランティアの方のご協力も頂きながら対応することとしております。

筆談用の物資につきましては、専用のを配備しておりませんが、各施設にある備品等も活用しながら柔軟に対応してまいります。

(総務企画局・健康福祉局)

追加 1-5

情文センター分室の設置

【回答】

身体障害者及び付添者や福祉活動をしている方は聴覚障害者情報文化センター以外にも市内に 4 か所ある身体障害者福祉会館も会議等でご利用いただくことができますので、ぜひご活用ください。

(健康福祉局)

追加 1-6

国際交流センターと共用のミニバスの運行

【回答】

身近な地域交通の取組としましては、路線バスネットワークの充実を取組の基本としており、路線バスの運行等が困難な場合には、柔軟で、きめ細やかな移動が可能となる、地域主体によるコミュニティ交通や、買物等の目的に応じた多様な交通手段がございまして、地域の移動ニーズ等に応じた取組を進める必要があると考えております。

こうした認識のもと、路線バスネットワークにつきましては、居住人口、就業人口の変化や高齢化の進展を背景に、輸送需要の変化やニーズの多様化などが進んでいることから、地域交通としての基幹的な役割を担う、路線バスの一層の充実に向けた取組が重要となるため、市域全体の一体的かつ機能的な路線バスネットワークの充実に向け、バス事業者のノウハウや既存ストックを活用した効率的かつ効果的な運行手法など、様々な観点から検討を行ってまいりたいと考えております。

コミュニティ交通につきましては、持続可能性や安全性を確保するために、一般旅客有償運送を原則とし、高齢化の進展、事業採算性の課題、多様化する地域ニーズや時代に即した対応等を踏まえ、より一層の取組が重要と考えており、今後は、他都市の様々なコミュニティ交通の運行に関する先進事例を参考に、本市での導入の可能性について検討してまいります。こうした取組を通じ、引き続き持続可能な運行に向け、住民主体の取組について適切に支援を行ってまいりたいと考えております。

これに加え、商業施設や病院などが所有する車両の活用も有効な手法であることから、多様な主体と連携した取組も推進し、地域交通の一層の充実に取り組んでまいりたいと考えております。

(まちづくり局)

追加 1-8

情文センターの移転

【回答】

平成 30 年 3 月に示された「川崎市高齢者・障害児者福祉施設 再編整備基本計画・第 1 次実施計画」には、聴覚障害者情報文化センターの移転等の予定はありません。なお、本市の「公共建築物長寿命化に向けた実施方針(平成 25 年 3 月)」によると R C 造・鉄骨造の建築物の目標耐用年数 60 年以上とされています。

(健康福祉局)



追加 2-1

日常生活用具のストーマ装具の基準額をイレオストメイト（回腸人工肛門保有者）も、ウロストメイト（人工膀胱保有者）と同額の 12,500 円とするよう要望します。

【回答】

現在川崎市では、日常生活用具のストーマ装具の上限額を、人工肛門用が 9,500 円、人工膀胱用が 12,500 円となっております。

今後とも皆様の御意見等をもとに有効的に制度を活用出来るよう、運用面について検討してまいりたいと考えております。

(健康福祉局)

追加 2-2

川崎市看護協会に対して介護福祉士やヘルパーに、ストーマ装具の交換及びストーマケア講習を実施するよう委託することを要望します。

【回答】

本市におきましては、川崎市看護協会に対して訪問看護師養成講習会の実施を委託しており、その中において、褥瘡・スキンケアの基礎知識の講義を行っているところです。

(健康福祉局)

追加 3-3

かわさき基準認証を受けた「i-anza（いい安座）」を日常生活用具の給付対象にするよう要綱を変更することを要望します。

【回答】

日常生活用具につきましては、各用具ともに、必要な方に必要な用具を給付できるよう対象となる障害者及び基準額を設定し、支給を行っております。用具の利便性や用具の普及状況を勘案し、また、対象となる障害者につきましては、近隣他都市の状況を見ながら、検討してまいりたいと考えております。

(健康福祉局)

追加 4-4

医療的ケアが介護士やヘルパーが出来るように研修することを要望します。

【回答】

本市におきましては、民間事業者に委託をし、介護士やヘルパー等介護職員に対するたんの吸引等研修を行っているところです。

(健康福祉局)

## 緊急事態宣言下における

## 重度障害者医療証交付申請等の「郵送申請」について

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、令和 2 年 4 月 7 日に政府から発出された新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言中は、通常は「来庁（窓口）申請」で受け付けている重度障害者医療証交付申請等を「郵送申請」で受け付けることとします。

申請を希望される場合は、申請書類をダウンロードして作成し、必要書類を添えてお住まいの区・支所の保険年金課（係）に郵送してください。

郵送先は、お住まいの地区の区役所保険年金課長寿・福祉医療係、支所区民センター保険年金係（当該公式ウェブサイト\*末尾に記載の「お問合せ先」のとおり）です。

なお、原則として、事由発生日（各種障害者手帳の認定日）まで遡って資格が発生する制度であることから、申請日が後になっても資格取得日に変更はありませんので、緊急事態宣言の終了後に、通常どおり各区・支所の窓口で申請していただいても問題ありません。（新規に医療証を申請された方で、医療証がお手元に届くまでにかかった保険診療の自己負担額については、後日助成申請していただくことで、申請日の翌月に御指定の口座にお振込いたします。）

\*ウェブサイト URL <http://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000022242.html>

## ジパング倶楽部の身体障害者向け特別会員制度のご案内

身体障害者手帳では割引とされないJRの特急券などが、2～3割引となるミドルからシニアの方を対象とした購入割引サービスです。

### ◎加入資格

身体障害者手帳をお持ちの方で、男性は満60歳以上、女性は満55歳以上の方。

### ◎年会費 1,400円

ジパング特別会員手帳を紛失された場合は、630円の再発行手数料がかかります。

### ◎きっぷの割引について

#### 1.割引対象となるきっぷ

JR線を「片道、往復、連続」で201km以上ご利用される場合、特急券・グリーン券・指定券などが割引されます。(新幹線「のぞみ」「みずほ」など一部割引とされないきっぷがあります)

#### 2.割引の内容

3割引(ただし新規会員(期限切れ会員含む)は初回3回まで2割引となります)

#### 3.割引としない期間

4月27日～5月6日、8月11日～8月20日、12月28日～1月6日の全ての期間

#### 4.介助者の割引

第1種身体障害者の方で、介助者が同行される場合は、介助者も同様の割引となります。また、特別会員であれば第1種障害者の介護者の方が同時に買う場合も特急券等が割引になります。

### ◎お申込みにあたっての注意点

1.お申込みをいただいてから、お手元にジパング手帳が届くまで約3～4週間程度かかります。ご旅行の際は余裕をもってお申込みください。

2.会員誌などの特典サービスはありません。

3.1年ごとの更新のお知らせ等は差し上げていませんので、手帳の使用期限には十分ご注意ください。

## ☆手帳の期限切れに注意

会員手帳の有効期間は、ご入会もしくは更新の月から翌年の同月末日までです。

ジパング倶楽部手帳に有効期限を表示してあります。更新手続き期限の前月の1日から有効期限内に行っております。この期間を過ぎてから手続きをした場合は、ジパング倶楽部手帳は「新規手帳」となりますので注意して下さい。

【更新時、年会費1,400円が必要です。】

※ 新型コロナウイルス拡散防止対策の影響で、お手元にジパング手帳が届くまで通常より時間がかかる場合がございます。予めご了承願います。

※ 新型コロナウイルス影響のため、やむを得ず有効期限を過ぎてから更新手続きをした場合でも、「新規手帳」とせず、更新扱いとし初回から3割引を適用します。ただし、有効期限については延長できません。

※ 緊急事態宣言が発令されています。不要不急の外出は避けていただくよう、お願いいたします。

※ 郵送によるお手続きもできますので、ご検討ください。郵送手続き方法については、下記へお問い合わせください。

### ☆ 問い合わせ先

公益財団法人 川崎市身体障害者協会 ジパング倶楽部 係  
〒210-0834 川崎市川崎区大島1-8-6 南身館3F  
TEL 044-244-3975 FAX 044-246-6943



## 新幹線の車いすスペース予約がネットでの申し込みが可能に！

JR各社は、新幹線の車いすスペースの予約方法を見直し、5月11日からすべての新幹線についてインターネットで申し込めるようになりました。各社のホームページに設けられた専用のフォームに乗車する3日前までに乗車駅や降車駅などを入力して申し込み、予約が可能かどうか電話連絡を待つ仕組みです。

◇おうちでできる健康づくり◇ (川崎市ホームページより)

新型コロナウイルス感染症の予防のため、外出自粛による運動不足を感じている方、また、在宅勤務により、活動範囲が限られてしまっている方などが多くいらっしゃると思います。

外出の機会が減ることにより、体力の低下、生活習慣病などの持病の悪化、メンタルヘルスの不調などさまざまな影響が考えられます。

家のなかでできる体操などはたくさんありますので、ご自身の健康づくりのためにお時間をつくってぜひ行ってください。

☆おうちでできる簡身体操☆

♪無理なく体を動かしましょう♪

足腰を元気に保つため、テレビを見ながら、また、家事や仕事の合間にストレッチや筋力体操をしましょう。回数は目安です。ご自身のペースで、呼吸を止めずに、無理なく行いましょう。特にスクワットは、腰痛がある方は無理しないでください。



足の後ろのストレッチ 左右5回ずつ

伸ばした足にタオルをかけて両手で握り、上半身をゆっくり前に倒します。5秒数えて戻します。



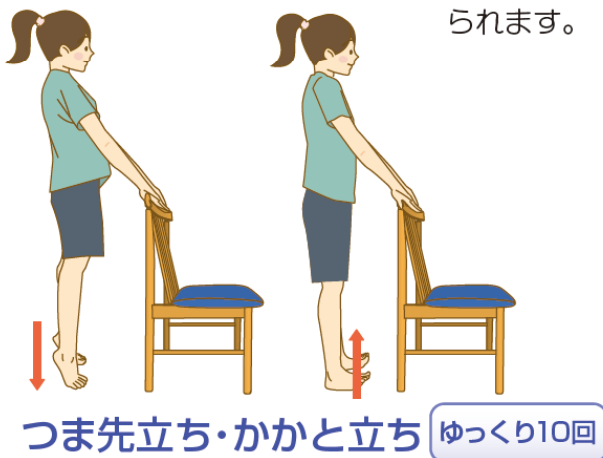
膝の曲げ伸ばし 左右5回ずつ

椅子に座った状態で片足ずつゆっくり伸ばします。3～5秒キープしてから戻します。より強くできる方は市販のゴムバンドを使うと負荷をかけられます。



股関節の屈曲運動 左右5回ずつ

椅子に座った状態で片足ずつ膝を持ち上げます。3～5秒キープしてから戻します。より強くできる方は市販のゴムバンドを使うと負荷をかけられます。



つま先立ち・かかと立ち ゆっくり10回

椅子の背もたれに手をかけ、ゆっくりかかとを上げ、つま先立ちになります。ゆっくり元に戻します。次にゆっくりつま先を上げ、ゆっくり元に戻します。



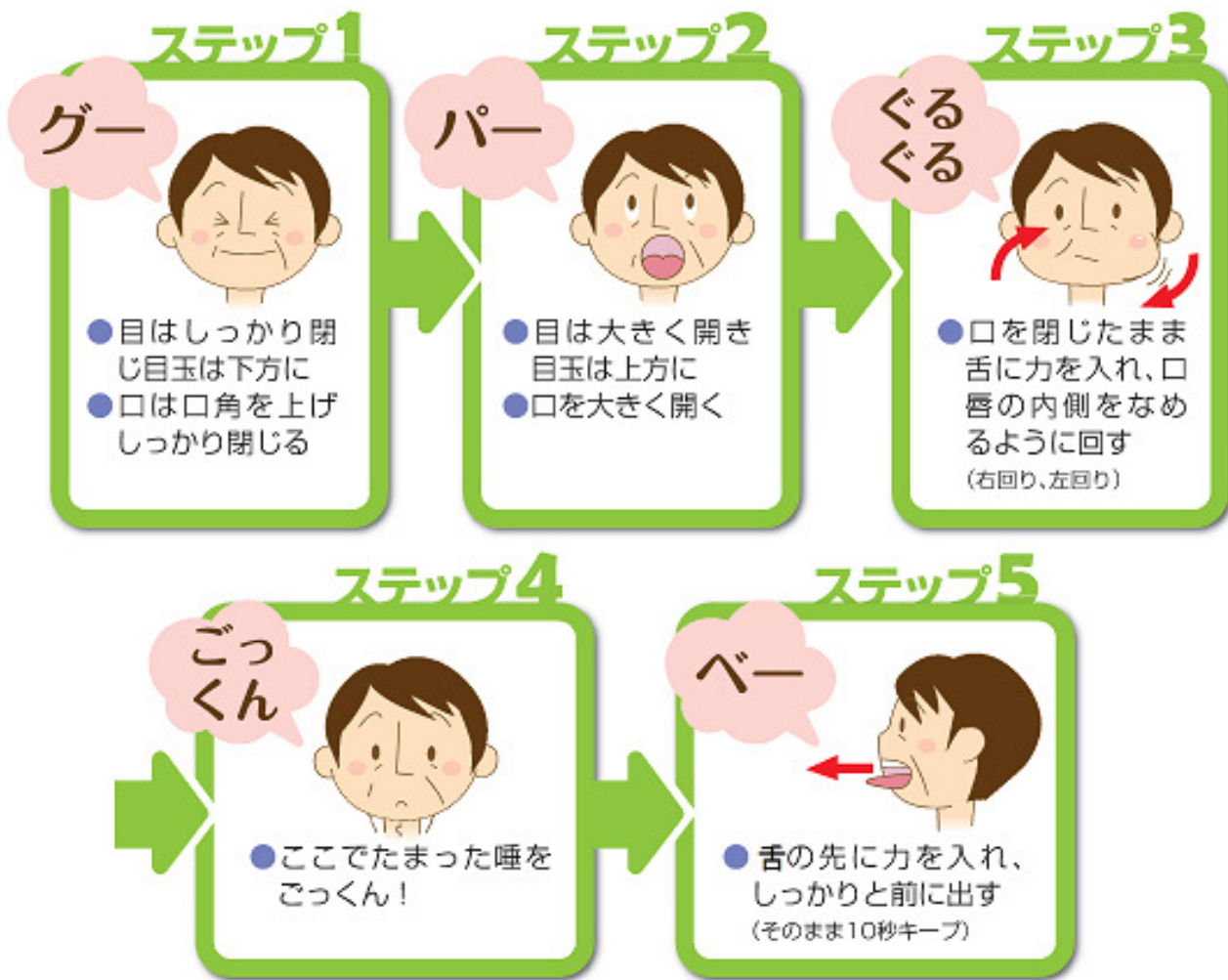
スクワット ゆっくり5回

両足を肩幅程度に開き、背筋を伸ばしたままお尻を下げます。膝がつま先より前に出ないようにしましょう。膝を曲げる角度で強さを調整できます。

※本体操は神奈川県が作成したものです。

## お口の健口体操

ステップ1~5を3回以上、毎日繰り返してつづけましょう！



※本体操は神奈川県が作成したものです。

### 令和2年度 中身館フェスティバル開催日の変更について

令和2年6月6日に中部身体障害者福祉会館にて開催を予定していた『中身館フェスティバル』は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策のため、開催日を10月10日(土)に延期いたします。

なお、開催日については今後変更の可能性がございます。

また、会議室・交流室・視聴覚室等の貸室は、現在ご利用を休止とさせていただきます。再開時期については、行政当局からの情報を鑑み、あらためてご案内させていただきます。

ご迷惑をおかけいたしますが、何卒ご理解とご協力をお願いいたします。

川崎市中部身体障害者福祉会館  
TEL：044-733-9675  
FAX：044-733-9676

発行人 神奈川県障害者定期刊行物協会  
〒222-0035 横浜市港北区鳥山町1752番地  
障害者スポーツ文化センター横浜ラポール3F 横浜市車椅子の会内  
編集人 公益財団法人川崎市身体障害者協会事務局  
〒210-0834 川崎市川崎区大島1-8-6 南部身体障害者福祉会館3F 頒価10円